

高所作業車の定期自主検査指針

1 原動機

検査項目		検査方法	判定基準	
1.1 ガソリンエンジン	(1) 本体	a 始動性	始動が容易で、異音がないこと。	
		b 回転の状態	スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑に続くこと。
			アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。
		c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドル時から高速回転までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングがないこと。
			排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
		d エアクリーナー	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドル時から高速回転までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
			ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
		e 締付け	油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
			シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
		f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。			

g 圧縮圧力	<p>圧縮圧力を調べる。</p> <p>ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>〔非電子制御式〕</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>
	<p>圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p> <p>〔電子制御式〕</p>	<p>異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。</p>
h 過給機	<p>アイドル時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。</p>	<p>異常振動及び異音がないこと。</p>
	<p>本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>ガス漏れがないこと。</p>
i エンジンマウント	<p>ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び変形がないこと。</p>
	<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	<p>防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び劣化がないこと。</p>
(2) 潤滑装置	<p>オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
	<p>ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	<p>エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び損傷がないこと。</p>
(3) 燃料装置	<p>燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。</p>	<p>燃料漏れがないこと。</p>
	<p>燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び老化がないこと。</p>
	<p>燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	<p>著しい汚れ及び目詰まりがないこと。</p>
(4) 高圧ガス燃料装置	<p>導管及び接続部のガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>ガス漏れがないこと。</p>
	<p>導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p>
	<p>ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び損傷がないこと。</p>

	(5) プロバイガス 還元装置	メーターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動の適否を調べる。	正常に作動すること。	
		メーターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。	詰まり及び損傷がないこと。	
	(6) 冷却装置	冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	水量が適正で、著しい汚れがないこと。	
		ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	水漏れ及び目詰まりがないこと。	
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	損傷、ひび割れ及び老化がないこと。	
		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	正常に機能すること。	
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。	
		ファンベルトの緩みを調べる。	著しい緩みがないこと。	
		ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	著しい摩耗及び損傷がないこと。	
		冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。	
	(7) 点火装置	冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。	
		ディストリビューターキャップの亀裂の有無及び高圧コードのはめ合い具合並びに各端子の摩耗及び焼損の有無を調べる。	亀裂がなく、はめ合いが正常で、著しい摩耗及び焼損がないこと。	
		ブレーカーアーム及びコンタクトブレーカーポイントの接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	焼損及び突起の発生がないこと。	
		点火プラグの電極及び碍子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。	汚れ、焼損及び破損がないこと。	
		フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。	緩み及び損傷がないこと。	
		点火時期を調べる。	メーカーの指定する点火時期であること。	
(8)	電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。
		b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。
			端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
		c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。			

1.2 ディーゼルエンジン	(1) 本体	a 始動性	スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
			予熱栓がある場合は、その作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		b 回転の状態	アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。
			アイドル時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点検がないこと。
			エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	引っ掛かりがなく、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c 排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドル時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	排気色及び排気音が正常であること。
			排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
		d エアクリーター	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管の緩みがないこと。
			エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	著しい汚れ及び損傷がないこと。
			油量及び油の汚れの有無を調べる。 〔オイルバス式〕	油量がメーカーの指定する基準値内であり、著しい汚れがないこと。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩み及び脱落がないこと。
		f 弁隙間	弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 〔非電子制御式〕	メーカーの指定する基準値内であること。
			弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 〔電子制御式〕	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
		g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドル時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。

		〔非電子制御式〕	
		<p>圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。</p>	異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
		〔電子制御式〕	
h 過給機		アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	異常振動及び異音がないこと。
		本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	ガス漏れがないこと。
i エンジンマウント		ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び変形がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	損傷及び劣化がないこと。
(2) 潤滑装置		オイルパン内の油量及び油の汚れを調べる。	油量が適正で著しい汚れがないこと。
		ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		<p>エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	著しい汚れ及び損傷がないこと。
(3) 燃料装置		燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	燃料漏れがないこと。
		燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。	損傷及び老化がないこと。
		<p>燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
(4) 冷却装置		冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	水量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	水漏れ及び目詰まりがないこと。
		ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	損傷、ひび割れ及び老化がないこと。

		ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	正常に機能すること。
		ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		ファンベルトの緩みを調べる。	著しい緩みがないこと。
		ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	著しい摩耗及び損傷がないこと。
		冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
		冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(5) 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に機能すること。
	b バッテリー	電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。	規定範囲内にあること。
		端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
	c 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
損傷の有無を調べる。		損傷がないこと。	
(6) エアコンプレッサー	コンプレッサーを作動させて異音及び異常振動の有無を調べる。	異音及び異常振動がないこと。	
	コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	エア漏れ及び油漏れがないこと。	
	エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜っていないかを調べる。	水が溜っていないこと。	
	作動時に規定エア圧力以上で無負荷運転になるかを調べる。	規定エア圧力の上限で無負荷運転になること。	
	規定エア圧力以下で負荷運転になるかを調べる。	規定エア圧力以下で負荷運転になること。	
1.3 電動機	(1) 電動機本体	電動機本体の振動及び軸受部の異音の有無を調べる。	異常振動及び異音がないこと。
		ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。	摩耗量はメーカーの指定する基準値内であり、全周について当たりが正常であること。
		コンミテーター面の汚れ及び摩耗の有無を調べる。	汚れ及び著しい摩耗がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(2) 駆動用ベルト	ベルトの緩みを調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	損傷及び著しい摩耗がないこと。
		プーリーカバーの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。

(3) コンタクター	コンタクターを作動させて機能を調べる。	正常に機能すること。
	接点の緩み、損傷及び摩耗の有無を調べる。	緩み、損傷及び著しい摩耗がないこと。
(4) 保護装置	過電流ブレーカー等の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
(5) 制御盤	各機器の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
	ヒューズの容量及び取付け状態の適否を調べる。	メーカーの指定する容量で、取付け状態が適正であること。
(6) 配線	接続部の緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
	損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
(7) 充電装置	作動させて機能の異常並びに異音及び異常発熱の有無を調べる。	正常に作動し、異音及び異常発熱がないこと。
	過電流ブレーカーの作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
(8) バッテリー	電解液の量を調べる。	規定範囲内にあること。
	電解液の比重を調べる。	比重が 20 で 1.17~1.28 であること。
	端子の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	緩み、著しい損傷及び腐食がないこと。
	容器の損傷及び液漏れの有無を調べる。	損傷及び液漏れがないこと。

2 下部走行体（トラック式）

検査項目		検査方法	判定基準
2.1 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	アイドル状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	異音がなく、クラッチが完全に切れること。
		クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	滑りがなく、接続が円滑であること。
	(2) クラッチペダル	反復操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。	重さ及び戻り具合が適正であること。
		操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときのペダルと床板との隙間を調べる。	ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。
	(3) マスターシリンダ	ペダルを反復操作し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
(4) パワーシリンダ	シリンダーに圧力をかけた状態でしばらく放置し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
		レバーが前進及び後進の状態で車体を駆動させて作動状態並びに	正常に作動し、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。

(5) トランスミッション	レバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。		
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
(6) トルクコンバーター	負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
(7) 動力取出し装置 (PTO)	動力取出し装置 (PTO) を作動して、作動状態及び異音の有無を調べる。	正常に作動し、異音がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
(8) プロペラシャフト	両輪を浮かせて駆動させて振れの有無を調べる。	異常な振れがないこと。	
	スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリング部のがた及び損傷の有無を調べる。	著しいがた及び損傷がないこと。	
	連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	緩み、損傷及び脱落がないこと。	
(9) デファレンシャル	両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	異音がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
	デフロック装置を作動させて異常の有無を調べる。	正常に作動すること。	
(10) ファイナルドライブ	両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	異音がないこと。	
	ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
2.2 走行装置	(1) フロントアクスル	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
		キングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。	結合部に損傷及びがたがないこと。
	(2) フロントアクスルハウジング及び	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。

	リヤアクスルハウジング	亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	
(3)	ホイール(タイヤ)	空気圧を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
		亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。	走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。
		溝の深さを調べる。	規定値以上であること。
		金属片、石その他の異物のかみ込みの有無を調べる。	異物のかみ込みがないこと。
		ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。
		走行させ、又は車輪を浮かせて駆動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	がた、異音及び異常発熱がないこと。
(4)	シャシーばね	スプリングの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		車体の前方及び後方から車両姿勢の傾き具合を調べる。	著しい傾きがないこと。
		リーフスプリングのUボルト及びスプリングバンド取付け部に緩み及び損傷がないかを調べる。	緩み及び損傷がないこと。
		スプリング、シャックル、ピン等の連結部のがた及び損傷の有無を調べる。	がた及び損傷がないこと。
		リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷の有無を調べる。	リーフの横ずれ、前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷がないこと。
		スプリングブラケットの亀裂及び損傷の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は、探傷器等で調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
		ブラケット部のリベット及びボルトの緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。
(5)	スタビライザー	取付け部の緩み及びがたの有無を調べる。	緩み及びがたがないこと。
(6)	ショックアブソーバー	外筒からの油漏れ及び損傷の有無を調べる。	油漏れ及び損傷がないこと。
		取付け部の亀裂及びがたの有無を調べる。	亀裂及びがたがないこと。
		亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	
2.3	操縦装置	(1) ハンドル	走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。 振れ及び取られがなく、戻り具合及び重さが適正であること。

		上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。	著しいがたがなく、取り付け部に緩みがないこと。
(2) ギヤボックス		ボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(3) ロッド及びアーム類		亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び曲がりがないこと。
		ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
		ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。	著しいがた及び摩耗がないこと。
		連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(4) ナックル		連結部のがたの有無を調べる。	がたがないこと。
		ナックルとフロントアクスルとの隙間の適否を調べる。	隙間が適正であること。
		亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
(5) かじ取り車輪		ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。	左右に著しい相異がないこと。
		ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		かじ取り車輪と他の部分が接触していないかを調べる。	接触していないこと。
(6) パワーステアリング装置		リザーバタンク内の油量を調べる。	適正であること。
		油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		ホース及びパイプの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。
		ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	緩み及び脱落がなく、干渉がないこと。
2.4 制動装置	(1) 走行ブレーキ	ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときの床面との隙間を調べる。	ペダルの遊び及びペダルと床板との隙間が適度であること。

	<p>走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。</p>	<p>効き具合が適正であり、片効きがなく、高所作業車構造規格の規定に適合すること。</p>
	<p>ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。</p>	<p>エアの混入がないこと。</p>
(2) 駐車ブレーキ	<p>レバーを一杯に引いて、レバーのつめがラチェットにかみ合った状態で、引きしるに余裕があるかを調べる。</p>	<p>余裕があること。</p>
	<p>駐車ブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。 ただし、20パーセント勾配の登坂能力を有しない機械にあっては、その登坂能力に相当する勾配において停止する能力を有すること。</p>
	<p>レバーを反復作動させて引き力及び戻り具合を調べる。</p>	<p>引き力及び戻り具合が正常であること。</p>
	<p>爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。</p>	<p>損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
(3) ブレーキロック (AOH 式ブレーキ)	<p>駐車ブレーキレバーを引いて、ブレーキロック作動スイッチを操作したときの作動の適否を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
	<p>ブレーキロック作動状態におけるブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>十分に効いていること。</p>
(4) ロッド、リンク 及びケーブル類	<p>損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。</p>	<p>損傷及び緩みがないこと。</p>
	<p>ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。</p>	<p>緩み及びがたがなく、割りピンの欠損がないこと。</p>
(5) ホース及びパイ プ	<p>圧力をかけて、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れ及びエア漏れがないこと。</p>
	<p>損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。</p>	<p>著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。</p>
	<p>ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落並びに干渉がないこと。</p>
(6) オイルブレーキ	<p>ペダルを反復操作してマスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。 ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>円滑に作動すること。</p>
	<p>ペダルを反復操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリ</p>	<p>油漏れがないこと。</p>

	<p>ンダーからの油漏れの有無を調べる。</p> <p>ただし、ホイールシリンダーについてはブレーキの効きに異常がなければ、この検査を省略してもよい。</p>	
	<p>リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p>	<p>油量が適正で、著しい汚れがないこと。</p>
(7) エアブレーキ	<p>ペダルを反復操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及び戻り具合を調べる。</p>	<p>ストロークがメーカーの指定する基準値内であり、戻り具合が正常であること。</p>
	<p>エアリザーバを規定値まで加圧した後、リザーバ、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(8) ブレーキ倍力装置	<p>チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
	<p>ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
(9) ブレーキドラム及びブレーキシュー	<p>ドラムとライニングの間隙を調べる。</p> <p>〔アジャスター手動調整式〕</p>	<p>メーカーの指定する基準内であること。</p>
	<p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	<p>ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>腐食及びへたりのないこと。</p>
	<p>ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
(10) バックプレート	<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び変形がないこと。</p>
	<p>取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
(11) ブレーキディスク及びパッド〔キャリパー式〕	<p>ペダルを反復操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。</p>	<p>引きずりがいないこと。</p>
	<p>パッドの厚さを調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内であること。</p>

		<p>ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		<p>ピストンからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	(12) 駐車ブレーキ ドラム及びライニング	<p>ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		<p>ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ただし、駐車ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		<p>ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効きに異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(13) 二重安全ブレーキ機構	<p>自動漏出防止弁及び非常用制動装置(スプリングブレーキ)の作動具合を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
2.5 車体・安全装置等	(1) 車枠及び車体	<p>シャシーフレーム、クロスメンバー、フェンダー、サイドガード等の亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び著しい変形がないこと。</p>
		<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) キャブ	<p>亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。</p>	<p>亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。</p>
		<p>ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。</p>	<p>開閉、ロック及びキーに異常がないこと。</p>
		<p>ガラスのがた及び破損の有無を調べる。</p>	<p>がた及び破損がないこと。</p>
	(3) 座席	<p>調整・ロック装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>正常の作動すること。</p>
		<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
	(4) シートベルト	<p>ベルトの損傷の有無を調べる。</p>	<p>ベルトに損傷が無いこと。</p>
		<p>シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。</p>	<p>正常にロックされること。</p>
		<p>取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>緩み及び脱落がないこと。</p>
		<p>亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p>

(5) 昇降設備及び滑り止め	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(6) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
(7) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。
	各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	破損及び水等の浸入がないこと。
(8) 計器類 ・油圧計 ・空圧計 ・電流計 ・燃料計 ・油温計 ・水温計 ・速度計 ・表示灯等	エンジンを作動させた状態及び走行状態で、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
(9) 後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、写影が正常であること。

3 下部走行体（ホイール式）

検査項目		検査方法	判定基準	
3.1 走行装置	(1) フロントアクスル及びリヤアクスル	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) ホイール（タイヤ）	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(3) 減速機	走行して異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。	
		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。	
		ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。	
	(4) 油圧モーター	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。		
(5) 電動機（ホイールモーター）	1.3 電動機の検査方法及び検査基準を適用すること。			
3.2 操縦装置	(1) ロッド及びアーム類	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		

	(2) ナックル	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) かじ取り車輪	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ステアリングシリンダー	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3 制動装置	(1) 走行ブレーキ	走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	効き具合が適正であり、片効きがなく、高所作業車構造規格の規定に適合すること。
	(2) 駐車ブレーキ（ブレーキ弁を含む。）	駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。 ただし、20パーセント勾配の登坂能力を有しない機械にあっては、その登坂能力に相当する勾配において停止する能力を有すること。
3.4 車体関係	(1) 車体（走行フレーム）	フレームの亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(2) ビーム及びロック 〔トレッド拡幅型〕	ビームを伸縮させて異常の有無を調べる。	円滑に伸縮すること。
		亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		ロックを操作して掛かり具合を調べる。	確実にロックできること。
	(3) 油圧シリンダー 〔ビーム伸縮用〕	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(4) 配管（ホース類、高圧パイプ）	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。		

4 下部走行体（クローラ式）

検査項目		検査方法	判定基準
4.1 走行装置	(1) 起動輪及び遊動輪	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は、探傷器等で調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		走行して起動輪及び遊動輪部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。

(2) 上部ローラー 及び下部ローラー	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合には、探傷器等で調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
	走行して軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと
	ローラー軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
(3) 履帯 (クローラベルト)	シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合には、探傷器等で調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
	シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい摩耗がないこと。
	履帯をいっぱい張った状態で、マスターリンクから少なくとも2リンク以上離れたところの任意の4～5リンク分のピッチ長を測定する。	メーカーの指定する基準値内であること。
	遊動輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、履帯の緩みを測定する。	メーカーの指定する基準値内であること。
	トラックピンの抜け出しの有無を調べる。	抜け出しがないこと。
(4) ゴム履帯	スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。	切断及び著しい損傷がないこと。
	ゴムの欠け、老化及び摩耗の有無を調べる。	著しい欠け、老化及び摩耗がないこと。
	心金の脱落の有無を調べる。	心金の脱落がないこと。
	履帯の張り具合を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。
(5) 履帯調整装置	グリースタイプのものにおいては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリュウタイプのものにおいては調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。	正常に作動すること。
	調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。

		調整シリンダー周辺からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(6) 走行減速機	走行して異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。
		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適性で、著しい汚れがないこと。
		油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(7) 油圧モーター	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(8) 配管 (ホース類、高圧パイプ)	6 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(9) 電動機	1.3 電動機の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2 制動装置	(1) 走行ブレーキ	3 下部走行体(ホイール式)の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) 駐車ブレーキ (ブレーキ弁を含む。)	3 下部走行体(ホイール式)の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3 車体関係	下部架台フレーム及びブラケット (クローラフレームを含む。)	亀裂、損傷、変形及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。

5 作業装置

検査項目		検査方法	判定基準
5.1 ブーム	(1) ブーム (ラダーを含む。)	ブームを全伸長して全体の曲がりの有無を調べる。	全長にわたって上下及び左右に大きい曲がりがないこと。
		ブームを全伸長したときの長手方向のねじれの有無を調べる。	著しいねじれがないこと。
		伸縮動作を行って、個々のブームごとの曲がりの有無を調べる。	著しい曲がりがなく、伸縮動作に支障がないこと。
		ブームラップ部のへこみ(底板の湾曲)の有無を調べる。	著しいへこみがないこと。
		側面板のうねり(ひずみ)の有無を調べる。	特に圧縮荷重が加わる底板側の下半分に大きなうねり(ひずみ)がないこと。
		打こん及び局部的なへこみの有無を調べる。	著しい打こん及び局部的なへこみがないこと。
		ブームを全伸長してブームを上下、左右に振り、各スライディングパッド部のがたの状態を調べる。 がたが大きい場合は、摩耗量を調べる。	著しいがたがないこと。 (メーカーの指定する基準値内であること。)

		<p>溶接部の亀裂及び損傷の有無を特に次の点を重点的に調べる。</p> <p>(イ) 起伏シリンダー取付けブラケット部分</p> <p>(ロ) ブームラップ部の上下補強部分</p> <p>(ハ) ブームフット部分</p> <p>(ニ) ブームポイント部分</p> <p>(ホ) 側面補強板部分</p> <p>(ヘ) 伸縮ロープ取付け部分</p> <p>亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p>	
	(2) 絶縁ブーム及び絶縁カバー	<p>絶縁ブーム及びカバーの亀裂、損傷及び汚れの有無を調べる。</p> <p>絶縁カバーの取付け状態の適否を調べる。</p>	<p>亀裂、損傷及び著しい汚れがないこと。</p> <p>取付け状態が適正であること。</p>	
	(3) ヒンジピン ・ブームフット部 ・シリンダー部 ・作業床部 等	<p>ブームを作動させ、各連結部のがたの状態を調べる。</p> <p>ピン抜け止めボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>著しいがたがないこと。</p> <p>緩み及び脱落がないこと。</p>	
	(4) 屈折機構	a 屈折チェーン及びスプロケット	<p>屈折チェーン及びスプロケットの損傷、摩耗及びたるみの有無を調べる。</p> <p>取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。</p>	<p>損傷、著しい摩耗及びたるみがないこと。</p> <p>損傷がなく、抜け止めが正常であること。</p>
		b 屈折リンク及びピン	<p>屈折リンク及びピンの亀裂及び損傷の有無を調べる。</p> <p>屈折リンク及びピンの取付け状態の適否を調べる。</p> <p>屈折及び旋回を行い、各連結部のがたの有無を調べる。</p>	<p>亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>取付け状態が適正であること。</p> <p>著しいがたがないこと。</p>
		c ワイヤロープ	<p>ワイヤロープの直径の減少量を調べる。</p> <p>ワイヤロープの素線切れの有無を調べる。</p>	<p>減少量が公称径の7パーセント以下であること。</p> <p>素線切れの数は、ワイヤロープ1よりの間において素線数の10パーセント以内であること。</p>
		(5) 送油ガイド (ケーブルベアを含む。)	ブームの伸縮を行い、送油ガイドの作動状態を調べる。	正常に作動すること。
			ケース、帯板及びシーブの損傷の有無を調べる。	著しい損傷がないこと。
			取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
5.2 昇降装置	(1) リフトアーム及びマスト	<p>リフトアーム操作を行い、異音、引っ掛かり及びインナーマストとアウトマスト間のがたの有無を調べる。</p> <p>作業床をいっぱい上昇させてリフトアーム及びマストの亀裂、</p>	<p>異音、引っ掛かり及び著しいがたがないこと。</p> <p>亀裂、著しいねじれ及びかじりがいないこと。</p>	

		ねじれ及びかじりの有無を調べる。	
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		ヒンジピンの損傷の有無及び取付け状態の適否を調べる。	損傷がなく、取付け状態が適正であること。
		連結部のがたの有無を調べる。	著しいがたがないこと。
	(2) リフトチェーン	チェーンの損傷及び摩耗の有無を調べる。	損傷及び著しい摩耗がないこと。
		チェーン取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。	著しい損傷がなく、抜け止めが正常であること。
5.3 作業床装置	(1) 平衡装置	起伏及び屈折を行い、平衡装置の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
		ワイヤロープ及びチェーンの亀裂、損傷、たるみ及び摩耗並びにシーブ及びsprocketの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、損傷、著しいたるみ及び摩耗がないこと。
		ターンバックル及び取付けピンの損傷並びに抜け止め部の異常の有無を調べる。	損傷がなく、抜け止めが正常であること。
	(2) プラットフォーム及び手すり	亀裂、変形及び腐食の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び腐食がないこと。
		出入口の開閉状態及びロックの異常の有無を調べる。	開閉及びロックに異常がないこと。
	(3) バケット及びバスケケット	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		バケットライナーの損傷の有無を調べる。	著しい損傷がないこと。
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(4) 胴綱環及び補助ロープ掛け	損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(5) 首振り装置 ・シリンダー式 ・モーター式 ・電気式	首振り動作を行い、作動状態及び異音の有無を調べる。	正常に作動し、異音がないこと。
		減速機、ブラケット等の損傷及び油漏れの有無を調べる。	損傷及び油漏れがないこと。
		首振りベース、リンク、ロックピン及びチェーンの亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		ロックを操作して掛かり具合を調べる。	確実にロックできること。
			各部の取付け状態の適否を調べる。
5.4 アタッチメント	(1) つり上げ	a つり上げ装置	異音、異常振動及び異常発熱がないこと。
			定格荷重の荷をつり、ブレーキの動作状態を調べる。

		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
		減速機、ベース、ウィンチポスト、各セットピン、ロックピン等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
		各セットピン及びロックピンを作動させて異常の有無を調べる。	ピンが正常に作動すること。
		各部の取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	b ワイヤロープ	5.1 ブーム（4）屈折機構のワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	c 繊維ロープ	指定されたロープ（仕様及び長さ）を使用しているかを調べる。	指定されたロープであること。
		ロープの素線切れ、毛羽立ち及び摩耗の有無を調べる。	著しい素線切れ、毛羽立ち及び摩耗がないこと。
		ロープの外層及び内層の破断の有無並びに乾燥状態を調べる。	外層及び内層の破断がなく、ロープに水分を含んでいないこと。
		シンプルの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形、摩耗がないこと。
		端末処理の損傷及び糸のほつれの有無を調べる。	著しい損傷及び糸のほつれがないこと。
		ロープが確実にドラムへ装着されているか調べる。	確実に装着されていること。
	d フック	フックの変形及び摩耗の有無を調べる。	著しい変形及び摩耗がないこと。
		ロープ外れ止めの損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
	e サブブーム	サブブームの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
	(2) 油圧取出し口	カップリングの損傷及び油漏れの有無を調べる。	損傷及び油漏れがないこと。
		キャップの取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。

6 油圧装置

検査項目	検査方法	判定基準
------	------	------

6.1 油圧装置	(1) 作動油タンク	<p>タンク取付け部、外周壁面の溶接部及びカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>加圧式タンクの場合は、エア漏れ(安全弁を含む。)の有無を調べる。</p>	油漏れ及びエア漏れないこと。
		<p>機械を水平な場所に置き、油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p>	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		<p>ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。</p>	目詰まりがないこと。
		<p>ブラケットの取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(2) フィルター ・サクシオンフィルター ・リターンフィルター ・ラインフィルター	<p>フィルターエレメントを取り出し、汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合には、この検査を省略してもよい。</p>	汚れ及び損傷がないこと。
		<p>フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れないこと。
	(3) 配管(ホース類、高圧パイプ)	<p>亀裂、損傷、老化及びねじれの有無を調べる。</p>	亀裂、損傷、老化及びねじれがないこと。
		<p>配管継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れないこと。
		<p>配管の取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(4) 油圧ポンプ(駆動装置を含む。)	<p>パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れないこと。
		<p>油圧ポンプを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
		<p>油圧ポンプに負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。</p> <p>ただし、 項の異常振動、異音及び異常発熱の検査で異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	メーカーの指定する基準値内であること。
	(5) 油圧モーター ・旋回用	<p>パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。</p>	油漏れないこと。

<ul style="list-style-type: none"> ・ウインチ用 ・走行用 等 	<p>油圧モーターを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>
<p>(6) 油圧シリンダー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起伏用 ・伸縮用 ・屈伸用 ・昇降用(バケツト) ・平衡装置用 ・首振り装置用 ・かじ取り用 ・アウトリガー用等 	<p>作動状態を調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p>
	<p>シリンダーを数回伸縮作動させた後、シール部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	<p>シリンダーに負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。</p>	<p>メーカーの指定する基準値内にあること。</p>
	<p>シリンダーチューブ及びロッドの打こん、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。</p>	<p>打こん、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。</p>
<p>(7) 方向制御弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コントロール弁 ・パイロットコントロール弁等 	<p>スプールを動かし、円滑に作動するか調べる。</p>	<p>円滑に作動すること。</p>
	<p>油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	<p>取付け状態の適否を調べる。</p>	<p>取付け状態が適正であること。</p>
<p>(8) 電磁弁</p>	<p>電磁弁を作動させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p>	<p>異音及び異常発熱がなく正常に作動すること。</p>
	<p>油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
<p>(9) 圧力制御弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リリーフ弁 ・減圧弁 ・シーケンス弁 ・カウンターバランス弁 ・アンロード弁 ・ブレーキ弁等 	<p>アクチュエーターを作動させるなどして負荷をかけ、作動の適否を調べる。</p>	<p>アクチュエーターが正常に作動し、かつ確実に停止すること。</p>
	<p>本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
<p>(10) 流量制御弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絞り弁 ・フローコントロール弁 ・デバイダー弁等 	<p>アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。</p>	<p>アクチュエーターが正常に作動すること。</p>
	<p>本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
<p>(11) 逆止め弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェック弁 ・パイロットチェック弁 ・シャトル弁 等 	<p>アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。</p>	<p>アクチュエーターが正常に作動すること。</p>
	<p>本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>油漏れがないこと。</p>
	<p>暖機運転の後、油温の適否を調べる。</p>	<p>冷却効果が適正であること。</p>

(12) オイルクーラ ー	フィンの目詰まり並びにパイ プの変形及び破損の有無を調べ る。	目詰まり、著しい変形及び破損 がないこと。
	クーラー本体及び配管接続部 からの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	ファンベルトの緩みを調べる。	メーカーの指定する基準値内 であること。
	ベルトの損傷及び摩耗の有無 を調べる。	損傷及び著しい摩耗がないこ と。
	電動式にあっては、モーターの 異音、異常振動及び異常発熱の有 無を調べる。	異音、異常振動及び異常発熱が ないこと。
(13) アクチュメー ター	アクチュエーターを作動させ て、作動の適否を調べる。	アクチュエーターが正常に作 動すること。
	配管、ホース等の振れ及び異音 の有無を調べる。	振れ及び異音がないこと。
	ガス封入圧を調べる。 ただし、 項の速度の異常及び 項の振れ又は異音がなければ、 この検査を省略してもよい。	メーカーが指定するガス圧で あること。
(14) 回転継手 ・センタージョイン ト ・スィベルジョイン ト	負荷をかけた状態で回転させ回 転の状態と油漏れの有無を調べる。	円滑に回転し、油漏れがないこ と。

7 操作装置

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
7.1 操作装置	(1) 操作レバー、ス イッチボタン等 ・走行用 [クローラ式] [ホイール式] ・作業用	ストロークが適正で、著しいがた がないこと。
	(2) リモートコン トロール装置	ストロークが適正で、著しいがた がないこと。

8 安全装置等

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
---------	---------	---------

8.1 安全装置	(1) 作業範囲規制装置	バケット内が無負荷状態で下部の操作装置を操作して作動状態を調べる。 ただし、モーメントリミッターのものによっては積載荷重の荷をのせて調べる。	正常に作動すること。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(2) 過積載防止装置	作業床に積載荷重を超える荷をのせ、自動停止装置及び警報装置等の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(3) 車体傾斜角警報装置	走行姿勢で機械を規定角度に傾斜させ、警報装置等の作動の適否を調べる。	メーカーの指定する規定角度で作動すること。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(4) アウトリガーインターロック	ジャッキを接地しないと作業床の上昇、旋回が行えないことを確認する。	上昇、旋回が行えないこと。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(5) 緊急停止装置	各操作レバーを入れた状態で緊急停止レバー又はボタンを操作して作動が同時に停止すること、さらに緊急停止レバー又はボタンを復帰側に操作して作動が即時に復帰することを確認する。	正常に作動すること。
	(6) 非常用ポンプ装置	エンジンを停止し、始動スイッチを「ON」の状態、下部及び作業床部において非常用ポンプボタンを押しながら起伏、伸縮及び旋回のレバーを操作して作動状態を調べる。	正常に作動すること。
		ポンプ、スイッチなどの取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(7) 角度計	起伏角度の範囲内で起伏操作を行い、作動状態を調べる。	正常に作動すること。
		角度計の損傷及び目盛り等の鮮明度を調べる。	損傷がなく、目盛り等が鮮明であること。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
	(8) アースリール線	アースリール線の抵抗を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。

	(9) その他規制装置 検出装置等 ・各速度規制 (走行、旋回起伏) ・アウトリガー張出し検出 ・接触警報装置等	各規制装置、検出装置等の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
		各機器等の損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
		取付け状態の適否を調べる。	取付け状態が適正であること。
8.2 アウトリガー	(1) ビーム、ビームボックス及びフロート	ビームを伸縮させて引っ掛かり等の異常の有無を調べる。	引っ掛かり等がなく、円滑に作動すること。
		ビーム、ビームボックス及びフロートの亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	(2) ロック及びロックピン等	ロック作動時の異常の有無を調べる。	正常に作動すること。
		ピンの変形及びチェーンの損傷の有無を調べる。	変形及び損傷がないこと。
	(3) ジャッキ	ジャッキを上下させて、亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。

9 車体関係等

検査項目		検査方法	判定基準
9.1 車体関係	(1) ターンテーブル	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	(2) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	緩旋回を行って旋回時の引っ掛かり及び異音の有無を調べる。	引っ掛かり及び異音がないこと。
		旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
		ベアリングシールの損傷の有無を調べる。	損傷がないこと。
	(3) 旋回減速機	旋回動作中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	異音及び異常発熱がないこと。
		ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、著しい汚れがないこと。
		ケースからの油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(4) 旋回ロック	ロックを操作して、掛かり具合を調べる。	確実にロックされること。

	ロック部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
(5) カウンターウェイト	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(6) サブフレーム	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(7) ブーム受台	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	緩衝ゴムの損傷及び脱落の有無を調べる。	著しい損傷及び脱落がないこと。
	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
(8) キャブ	2 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(9) 座席	"	
(10) シートベルト	"	
(11) 昇降設備及び滑り止め	"	
(12) 表示板	"	
(13) 灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	"	
(14) 計器類 ・油圧計 ・電流計 ・燃料計 ・油温計 ・水温計 ・速度計 ・表示灯等	"	
(15) 後写鏡及び反射鏡	"	
(16) 給油脂（全体）	各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
	自動給油脂装置は、操作して作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
9.2 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能を調べる。	各装置が正常に機能し、異音、異常振動及び異常発熱がないこと。